



2023 年 1 月 12 日

千代田区

東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定の締結について

千代田区（区長：樋口 高顕、以下、「千代田区」）および東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（支社長：光田 毅、以下、「東電 P G」）は、本日、「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、千代田区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、都市の環境・エネルギーの分野において、連携を強化することにより、相互の強みを最大限活かし、地域課題の解決に協働して取り組み、脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築を推進するものです。

千代田区は、区域内の二酸化炭素排出量の約 8 割が電力に起因します。こうした状況を踏まえ、地域推進計画に掲げる 2030 年度に 2013 年度比 42.3%の二酸化炭素排出量の削減および 2050 年までのゼロカーボンシティ実現に向け、電力の脱炭素化等を効果的かつ継続的に推進してまいります。

東京電力グループは、千代田区と連携し、ゼロカーボンシティの実現に向けて、供給側の脱炭素化のみならず、需要側からの取り組みも重要と考えており、具体的に以下の提案を進めてまいります。

- 高効率の空調・給湯機器・熱源・Z E B の導入ならびに環境教育などによる省エネの推進
- 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用および地域間連携等の推進に関すること
- 都市開発におけるゼロカーボンの推進に関すること
- 電化その他の脱炭素に向けたエネルギーへの転換に関すること
- 電気自動車（EV）普及に向けたインフラ整備の取組に関すること
- 地域特性にあった、エネルギー最適利用と地域環境、レジリエンス強化に関すること

加えて、気候変動対策とならんで自然環境の保全も重要な課題であることから、東京電力グループの持つ保全活動の経験を活かしたカーボン・オフセットについても連携し取り組んでまいります。

千代田区および東電 P G は、本協定の締結を契機に、様々な分野でも連携を図ることで、脱炭素社会・サステナブルな社会を目指すとともに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

<別紙 1> ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

<別紙 2> 千代田区と東京電力パワーグリッドの連携取組全体像

<別紙 3> ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式

以 上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

千代田区環境政策課 TEL：03-5211-4257(直通)

東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社渉外担当 TEL：03-6374-3887(直通)

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

千代田区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（以下「乙」という。）は、千代田区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が都市の環境・エネルギー分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギーの利活用及び脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ持続的に推進すること、で、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。
- （1）省エネ推進に向けた取組に関すること。
 - （2）再生可能エネルギー等の地産地消、地域間連携、面的利用等に関すること。
 - （3）都市開発におけるゼロカーボンの推進に関すること。
 - （4）電化その他の脱炭素化に向けたエネルギー転換に関すること。
 - （5）エネルギーレジリエンスの強化に関すること。
 - （6）EV普及に向けたインフラ整備の取組に関すること。
 - （7）地域特性にあった、エネルギー最適利用と地域循環に関すること。
 - （8）前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲と乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲と乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲と乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月12日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲：千代田区

区長 樋口 高顕



東京都港区芝公園二丁目2番4号

乙：東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社

支社長 光田 毅





連携協定の狙い

- ・ 都心部に位置する自治体のカーボンニュートラル（CN）モデルの構築へ向けた体制の強化
- ・ 圧倒的な需要量を抱えながら再エネポテンシャルに乏しいエリアでの、東京電力グループによるCNソリューションの統合的推進
- ・ CN化に加え、都心部中枢機能の維持、区内の経済活性・まちの住みやすさ・くらしの安心・安全向上



エリア全体の取り組み

- ① EV車普及と急速充電器の設置拡大
- ② 公共施設群のCN推進
- ③ 住宅向けの脱炭素化施策の推進
- ④ エリア内電力需給の最適化
- ⑤ 地域をつなぐ電動モビリティサービスの普及
- ⑥ 都市開発に併せたCN推進
- ⑦ 多様な主体との連携による脱炭素イノベーションの取り組み



エリア外との連携

- ⑧ 連携自治体等と協働し、再エネ利活用モデルの構築



都心の中核機能を担うエリアの特徴に即した取り組み

- 蓄電池・非常用発電機を設置し、非常時にも中枢機能を失わないための**BCP対応力強化**の推進
- 強靱な**レジリエンスの構築**
- 屋根置きPVの積極的導入に加え、**最大限の省エネ推進・ZEB化によるカーボンニュートラル**の推進

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式



【左から、樋口千代田区長、光田銀座支社長(東電 PG)】